平成２８年（フ）第１２０９号
大阪府吹田市西御旅町８番１―303号
破産者　前田　真一
1　決定年月日　平成28年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１２５６号
大阪市浪速区日本橋３丁目７番７―203号
破産者　上原　武夫
1　決定年月日　平成28年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２６号
北海道余市郡余市町大川町６丁目93番地９、開始決定時の住所北海道余市郡余市町美園町208番地19
破産者　遠藤　昌利
1　決定年月日　平成28年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２８年（フ）第１号
岩手県二戸市福岡字上平11番地２
破産者　小野　謙一
1　決定年月日　平成28年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２８年（フ）第３１５号
神奈川県鎌倉市岩瀬1372番地　湘南フレグランス202
破産者　小松原聖子
1　決定年月日　平成28年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４５９号
神奈川県藤沢市本鵠沼５丁目10番30―202号
破産者　渡邉　　壽
1　決定年月日　平成28年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７０４号
神奈川県藤沢市長後841番地の６
破産者　松本久美子（旧姓中村）
1　決定年月日　平成28年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７４４号
横浜市緑区中山町317番地７　ピアローズ203号
破産者　工藤　三則
1　決定年月日　平成28年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３６８号
新潟市秋葉区横川浜513番地１　小須戸文京町住宅６号棟601号
破産者　高橋ひとみ
1　決定年月日　平成28年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第７号
福井県敦賀市呉竹町２丁目11番７―201号　柳ハイツ
破産者　竹阪　　藏
1　決定年月日　平成28年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所敦賀支部

平成２７年（フ）第６０７号
北九州市八幡東区東丸山町２番41号、開始決定時の住所北九州市八幡東区西丸山町１番６―1103号
破産者　西村　浩行
1　決定年月日　平成28年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第４１号
福岡県遠賀郡岡垣町大字戸切1446番地
破産者　熊谷　忠之
1　決定年月日　平成28年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第７５号
福岡県中間市大字垣生1381番地２
破産者　安田　絹子
1　決定年月日　平成28年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第４０２号
埼玉県朝霞市朝志ケ丘４丁目10番13―304号、破産手続き開始時の住所埼玉県朝霞市朝志ケ丘１丁目１番25号
破産者　鈴木　安雄
1　決定年月日　平成28年６月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第５４１号
静岡市駿河区中島3041番地の１　ブルーテラス奥塩Ａ棟102号室、開始決定時の住所静岡県藤枝市上当間502番地の２
破産者　大石　泰生
1　決定年月日　平成28年６月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１７４１号
堺市堺区向陵東町１丁７番18号
破産者　辻内　佳子
1　決定年月日　平成28年６月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２３１６号
大阪府茨木市橋の内２丁目４番20号　シェモア茨木202号、事業所所在地大阪府茨木市三島丘１丁目３―５
破産者　中村技工所こと　中村　憲史
1　決定年月日　平成28年６月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３４６８号
大阪市天王寺区勝山３丁目６番14号　グリーンハイツ勝山Ⅱ番館501号、前住所兵庫県川辺郡猪名川町つつじが丘１丁目36番地８
破産者　中橋　文夫
1　決定年月日　平成28年６月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部